

坂出市若年がん患者在宅療養支援事業



若年のがん患者のかたが、住み慣れた自宅等で、自分らしく安心して過ごせるよう、在宅療養に必要なサービス利用料の一部を助成（償還払）し、患者さんにご家族の負担を軽減します。

1. 対象者

以下の（１）～（４）のすべてに該当するかた

- （１）坂出市に住所を有し、20歳以上40歳未満のかた
※ 18歳または19歳で、小児慢性特定疾病医療費助成事業を受けていないかたを含む
- （２）一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者のかた
- （３）在宅生活における支援または介護が必要なかた
- （４）他の事業において同等の助成または給付を受けることができないかた

2. 支援の内容

- ① 申請に必要な**医師の意見書作成料**
- ② **訪問介護（ホームヘルプサービス）**
身体介護（食事・清拭・入浴・排泄などの介助）、生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの介助）、通院・外出介助など
- ③ **訪問入浴介護**
- ④ **福祉用具貸与（レンタル）**
車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト、自動排泄処理装置
- ⑤ **特定福祉用具購入**
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

3. 助成の内容

サービス区分	上限額	自己負担額
① 医師の意見書作成料	4,000円	自己負担なし (上限額の範囲内で全額助成)
② 訪問介護	②～④を合算して 1月あたり60,000円	1割 (最大54,000円を助成) ※生活保護を受給されているかたは 上限額の範囲内で全額助成
③ 訪問入浴介護		
④ 福祉用具貸与		
⑤ 特定福祉用具購入		

【申請窓口・お問合せ先】

坂出市けんこう課 健幸推進係 電話 (0877) 44-5006
FAX (0877) 44-5068
〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号



4. 申請の流れ

窓口申請または電子・郵送申請のどちらかで申請してください

電子申請フォーム
(タブレット端末推奨)



1. 利用申請

利用申請書と主治医の意見書を、市けんこう課健幸推進係に提出してください。
※初めて利用申請される時に、申請者の債権者登録（口座登録）が必要な場合があります。

2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合に決定通知書を郵送します。

3. サービス提供事業者と契約・利用

ご自身でサービス提供事業者に依頼および契約し、サービス利用を開始してください。
利用開始日は、利用決定を受けた翌日からです。

4. サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求されたサービス利用料を、いったん全額支払い、領収書および月毎の利用サービスの明細書（サービス内容・日時・利用回数・金額がわかるもの）を必ず発行してもらってください。

5. サービス利用料の請求

助成金交付申請書に下記のを添えて、市けんこう課健幸推進係に提出してください。

- ① サービス利用を受けた事業者の領収書
- ② 月毎の利用サービスの明細書
(サービス内容・日時・利用回数・金額が記載されているもの)
- ③ 助成金の請求および受領に関する権限を委任する場合は委任状
- ④ 印鑑（シャチハタ不可）

6. 審査・助成金の支払い

請求内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。



がんに関する相談窓口

がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやご家族のほか、どなたでも無料で利用できる「がんの相談窓口」です。病気やその治療法、副作用についての悩み、治療後の生活、医療費のことなど、がんの療養に関する様々な疑問や悩みの解決に向けて、がん専門相談員が対応しています。

他の病院で診療を受けているかたでも利用できます。



医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
香川大学医学部附属病院	087-891-2473	香川労災病院	0877-23-3111 (代表)
香川県立中央病院	087-811-3333 (代表)	三豊総合病院	0877-52-3366 (代表)
高松赤十字病院	087-831-7101 (代表)	四国こどもとおとなの医療センター（小児がん）	0877-62-1000 (代表)